破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２９号
山口県宇部市大字上宇部754番地３
債務者　上田　憲秀
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　茂美
4　破産債権の届出期間　平成23年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５７号
福島市飯坂町湯野字暮坪41番地
債務者　村上　順一
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
福島市南向台３丁目５番地の10
債務者　山崎千恵子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　昭弘
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４１号
愛媛県四国中央市金生町下分1464番地
債務者　西川　勝敏
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４２号
愛媛県四国中央市金生町下分2000番地の３
債務者　西川　尚武
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４３号
愛媛県四国中央市上分町３番地３、住民票上の住所愛媛県四国中央市金生町下分1464番地
債務者　西川　幹夫
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４４号
愛媛県四国中央市金生町下分1464番地
債務者　西川　郁夫
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１０５号
青森県三沢市平畑１丁目５番39号　ぷちとまとH号
債務者　川村　幸則
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　典子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第７０号
島根県松江市八雲町西岩坂1043番地７
債務者　舩木　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　三朗
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８４号
横浜市栄区桂台南２丁目30番23号
債務者　富永　伸子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内嶋　順一
4　破産債権の届出期間　平成23年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月７日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４９号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番17―206号
債務者　安齋　征義
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　武洋
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月９日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５０５号
東京都江東区平野２丁目４―17―602
債務者　平野　徳治
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　信彦
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８６号
横浜市中区本牧大里町33番８―219号
債務者　原　　麻紀
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　純代
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月13日午後３時50分
6　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３９号
横浜市鶴見区下末吉６丁目16番７―406号
債務者　大江　隆功
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　高王
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６６号
横浜市金沢区六浦東１丁目46番２―103号
債務者　關野　亜矢（旧姓須貝・内海）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　　暁
4　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月14日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部